

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例 新旧対照表

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十一年広島県条例第三十四号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正後		改正前	
第二条（略） 事務		第二条（略） 事務	
市町		市町	
<p>二十一の四（略）</p> <p>(1) (8) (略)</p> <p>(9) <u>法第十一条の二第二項の規定による使用の休止の届出の受付</u></p> <p>(10) <u>法第十一条の二第二項の規定による使用の再開の届出の受付</u></p> <p>(11) <u>法第十一条の三の規定による廃止の届出の受付</u></p> <p>(12) (略)</p> <p>(16) (略)</p> <p>(17) 法第五十三条第一項の規定による報告徴収（浄化槽工事業者に係るものを除く。 (18) において同じ。）</p> <p>(18) (略)</p>	(略)	<p>二十一の四（略）</p> <p>(1) (8) (略)</p> <p>(9) <u>法第十一条の二の規定による廃止の届出の受付</u></p> <p>(10) (略)</p> <p>(14) (略)</p> <p>(15) 法第五十三条第一項の規定による報告徴収（浄化槽工事業者に係るものを除く。 (16) において同じ。）</p> <p>(16) (略)</p>	(略)
<p>三十五（略）</p> <p>第二号(9)、(10)、(17)、(24)及び(25)、 第三号(11)、(18)、(19)、(22)及び(26)、 第三号の二(1)及び(7)、第三号の三(4)、第四号の二(5)及び(6)、第四号の三(5)から(7)まで、第四号の四(5)、第四号の五(7)及び(8)、 第四号の六(7)、第五号(7)、第六号(3)、第七号(10)から(13)まで、(15)、(16)、(49)、(52)、(54)、(55)及び(61)、第八号の三(80)、第八号の四(4)及び(9)、第八号の六(9)、第八号の七(2)、(8)、(9)、(12)及び(13)、第九号の二(2)、(3)、(8)、(15)、(23)、(26)、(29)、(36)、(49)、(50)、(59)、(63)及び(70)、第九号の三(2)、第九号の四(6)、(8)及び(9)、第九号の五(7)、(9)、(11)、(13)及び(14)、第九号の五の二(3)、(5)及び(14)から(17)まで、第九号の六(10)から(13)まで、第九号の六の二(22)、(24)、(26)及び(32)から(34)まで、 第十号(3)、(6)、(7)、(11)、(15)、(26)、(32)、(34)、(38)、(39)（勧告を除く。）、(40)、(44)、(48)及び(49)、第十一号の二(4)、第十一号の四(15)、第十一号の四の二(32)から(36)まで、 第十一号の五(8)、第十二号(4)、</p>		<p>三十五（略）</p> <p>第二号(9)、(10)、(17)、(24)及び(25)、 第三号(11)、(18)、(19)、(22)及び(26)、 第三号の二(1)及び(7)、第三号の三(4)、第四号の二(5)及び(6)、第四号の三(5)から(7)まで、第四号の四(5)、第四号の五(7)及び(8)、 第四号の六(7)、第五号(7)、第六号(3)、第七号(10)から(13)まで、(15)、(16)、(49)、(52)、(54)、(55)及び(61)、第八号の三(80)、第八号の四(4)及び(9)、第八号の六(9)、第八号の七(2)、(8)、(9)、(12)及び(13)、第九号の二(2)、(3)、(8)、(15)、(23)、(26)、(29)、(36)、(49)、(50)、(59)、(63)及び(70)、第九号の三(2)、第九号の四(6)、(8)及び(9)、第九号の五(7)、(9)、(11)、(13)及び(14)、第九号の五の二(3)、(5)及び(14)から(17)まで、第九号の六(10)から(13)まで、第九号の六の二(22)、(24)、(26)及び(32)から(34)まで、 第十号(3)、(6)、(7)、(11)、(15)、(26)、(32)、(34)、(38)、(39)（勧告を除く。）、(40)、(44)、(48)及び(49)、第十一号の二(4)、第十一号の四(15)、第十一号の四の二(32)から(36)まで、 第十一号の五(8)、第十二号(4)、</p>	

第十二号の二(38)、(39)、(45)、(46)、
号(50)、(51)、(54)、(57)及び(58)、第十四
号(6)、第十四号の二(9)、第十四
号の二の二(1)及び(7)、第十四号
の三(9)、第十五号(4)、第十五号
の二(6)、(7)及び(9)、第十六号(10)
から(15)まで、第十六号の二(14)か
ら(17)まで及び(23)、第十六号の三
(14)、(15)、(17)、(25)及び(26)、第十七
号の二(5)、(7)、(9)及び(15)、第十
七号の三(4)、(8)、(10)、(14)、(15)、第
二十号(22)、(26)、(27)、(30)、(31)、(35)及び(37)、
第十八号(28)、第十九号の二(2)、
(3)、(49)、(50)、(53)、(66)、(67)、(68)、
(72)、(73)、(76)、(79)、(80)、(87)及び(88)、
第十九号の四(11)、第二十号(5)及
び(7)、第二十号の二(14)、(15)、(19)及
(21)、(24)、(26)、(40)、(43)及び(47)、第
二十一号(11)、(12)、(18)、(25)、(28)、
(29)、(34)及び(35)、第二十号の三(8)
から(10)まで、(14)から(17)まで及び
(23)から(26)まで、第二十号の四(3)、
第二十一号の二の二(1)及び(2)、
第二十一号の四(7)、(13)及び(16)、
第二十二号の二(15)、(18)、(29)、(32)、
(36)、(46)、(47)、(50)、(53)、(69)、
(70)、(73)、(76)、(87)、(90)、(95)、
(104)、(107)及び(110)、
第二十三号の二(5)、(9)及び(11)、
第二十三号の三(3)、第二十三号
の四(3)、第二十四号(6)及び(7)、
第二十四号の二(10)、(13)、(23)、(26)、
(35)及び(36)、第二十四号の三(3)並
びに第二十四号の三の三(2)

(略)

第十二号の二(38)、(39)、(45)、(46)、
号(50)、(51)、(54)、(57)及び(58)、第十四
号(6)、第十四号の二(9)、第十四
号の二の二(1)及び(7)、第十四号
の三(9)、第十五号(4)、第十五号
の二(6)、(7)及び(9)、第十六号(10)
から(15)まで、第十六号の二(14)か
ら(17)まで及び(23)、第十六号の三
(14)、(15)、(17)、(25)及び(26)、第十七
号の二(5)、(7)、(9)及び(15)、第十
七号の三(4)、(8)、(10)、(14)、(15)、第
二十号(22)、(26)、(27)、(30)、(31)、(35)及び(37)、
第十八号(28)、第十九号の二(2)、
(3)、(49)、(50)、(53)、(66)、(67)、(68)、
(72)、(73)、(76)、(79)、(80)、(87)及び(88)、
第十九号の四(11)、第二十号(5)及
び(7)、第二十号の二(14)、(15)、(19)及
(21)、(24)、(26)、(40)、(43)及び(47)、第
二十一号(11)、(12)、(18)、(25)、(28)、
(29)、(34)及び(35)、第二十号の三(8)
から(10)まで、(14)から(17)まで及び
(23)から(26)まで、第二十号の四(3)、
第二十一号の二の二(1)及び(2)、
第二十一号の四(7)、(11)及び(14)、
第二十二号の二(15)、(18)、(29)、(32)、
(36)、(46)、(47)、(50)、(53)、(69)、
(70)、(73)、(76)、(87)、(90)、(95)、
(104)、(107)及び(110)、
第二十三号の二(5)、(9)及び(11)、
第二十三号の三(3)、第二十三号
の四(3)、第二十四号(6)及び(7)、
第二十四号の二(10)、(13)、(23)、(26)、
(35)及び(36)、第二十四号の三(3)並
びに第二十四号の三の三(2)

(略)